

[紹介] Abdelmadjid Belkherroubi, La naissance et la reconnaissance de la Republique algerienne, Bruxelles, 1972, 176p.

その他のタイトル	[Book Review] La naissance et la reconnaissance de la Republique algerienne, 1972, par Abdelmadjid Belkherroubi
著者	藤田 久一
雑誌名	関西大学法学論集
巻	27
号	1
ページ	146-155
発行年	1977-05-10
URL	http://hdl.handle.net/10112/00025934

Abdelmadjid Belkherroubi, *La naissance et la reconnaissance de la République algérienne*,
Bruxelles, 1972, 176p.

藤 田 久 一

—

一九七五年四月末サイゴン政権の降伏により結着をみたベトナム戦争は、植民地主義や新植民地主義からの人民の解放闘争が正しいに勝利を得たとはいえないかに長期にわたる犠牲の多いかつ忍耐強い抵抗を必要としたかを雄弁に物語っている。これまでの民族解放闘争もこうした経験を経た場合が多い。非植民地化時代といわれる今日の国際社会における民族自決権の法的権利としての確立および植民地支配継続の非難といった状況の下で、これまでの解放闘争の正当性、合法性はほぼ確立したかにみえる。ただ法的観点からみて最も問題の残る点は、植民地あるいは外国支配からの解放のために闘っている過程での運動主体ないし民族解放組織の国際的地位についてである。完全に解放し独立を達成すれば、その国家の政府としての法主体性はもはや疑うべくもないが、闘争の過程において相手の植民地本国がその法主体性を否定している場合に解放組織は従来の国際法上類別困難な地位に立つことになる。ベトナム戦争における南ベトナム解放民族戦線さらに南ベトナム臨時革命政府(GRP)の地位はその代表的例ともいえる。

る。その地位の研究のためにも参考になりかつ興味深い先例としてアルジェリア共和国臨時革命政府（G P R A）があげられる。G R P と G P R A とは時期的にも一〇年ほどずれがあるし、前者は米国のサイゴン政権を通じての新植民地主義の支配に対抗し、後者はフランスの直接的植民地支配に対抗する組織であって、両者の場合にはさまざまな条件の違いがある。しかし巨視的にみれば両者とも第二次大戦後の非植民地化の時代を象徴する代表的事例であり、国際社会の歴史的発展ないし変容のエポックをなす解放闘争の主體的組織であったという共通点をもっている。

ここで取りあげるのは、アルジェリア解放闘争における G P R A ないしアルジェリア国家の形成とその国際的地位に関する研究である。もっともアルジェリア問題については、その解放闘争中に書かれたベジャウイ（M. Bedjaoui）の「アルジェリア革命と法」⁽¹⁾（一九六一年）という秀れた著作がある。その「序」の中でコット（Pierre Cot）は「非植民地化法は今日国家の実践および諸民族の感情の中にすでに形成されている」と述べていた。それ以来十数年を経過した今日の国際社会における非植民地化は、おそらくコットの予想を上回る速さでほぼ達成されたといえる。しかしこれまで個々の非植民地化闘争のプロセスを法的側面から光明にフォローした研究は不思議にもあまり見当らない。次に紹介するベルケルビーの著作「アルジェリア共和国の誕生と承認」はその意味でアルジェリアの非植民地化という重要な先例についてその先鞭をつけたものといえる。

ところで、その序論で著者自身も認めるように、本書は国際法の伝統的理論に忠実にとどまりながらアルジェリア紛争の提起する法問題の検討を行うことを目的としている。こうした態度については現在の国際法状況からみればやや物足りないあるいは時代遅れとさえ映るかも知れない。しかし本書の「序」を書いたアビサーブ（G. Abi-Saab）も評しているように、当時の国際法の伝統的見解に照らしてアルジェリアの非植民地化の事実を分析することは、客観的分析のために第一に必要なことと思われる。とはいえ著者自ら告白するように「それはつねに可能であるというわけではない。とくにわれわれの知る限り先例のない場合に当る G P R A の法的性質についてそうである。アルジェリア革命のオリジナリテは叛徒の法秩序が叛徒による領域支配なしにつくられたということに由来する。この特殊な事実は明らかに国際法の関心事である。つまり、G P R A がいかなる条件の下において外国で

法上 (de jure) 承認されかつ植民地本国によって条約締結権を認められたか、が問題となる。こうしたことは承認をなによりも実効性に基礎づけている伝統的理論の教義に反するものではある」(一四頁)。ここに本書で分析しようとする中心的課題が提示されているといえよう。紹介もこの点を中心に行うが、まず本書の構成を示す目次(章のみ)をあげておこう。

二

序―(アビサーブ)

序論

第一章 フランス法秩序内におけるアルジェリア

第二章 叛徒軍の地位

第三章 アルジェリア共和国の宣言と臨時政府の国際的地位

第四章 アルジェリアの独立達成

第五章 エビアン協定の法的性質

第六章 エビアン協定の分析

結論

これらのうち右のような問題意識から紹介者が最も関心をもって読んだ章は第二、三、五章であるが、各章の骨子ないし特徴的記述の箇所にも触れておきたい。

第一章は一八三〇年にはじまるフランスのアルジェリア征服から一九五八年のドゴールの対アルジェリア政策の時期までの仏法秩序内におけるアルジェリアの法人格性、そこに適用されたさまざまな制度、アルジェリア住民の地位やそれらの「進展」についての詳しい叙述である。そのうち国際法的観点から興味を引くのはアルジェリア併合の時期とその法的性質についてである。仏遠

征軍がアルジェに上陸しアルジェリアの主権者 (le dey) と降伏条約を結んだ一八三〇年七月五日あるいはアルジェリアの仏所有を表明した最初の文書である一八三四年七月二日の勅令が併合の時期と普通考えられているのに対して、著者の見解では、フランスがアルジェリア全土の占拠を行うのに一七年を要したことから右勅令は一八四七年からその有効性が認められる、としている。他方、アルジェリアの場合併合や征服は法的に不可能で独立までの間戦時占領の対象となつたにすぎないというベジャウイの見解に対しては著者は批判的で、併合は征服の結果であり、征服はすべての法的効果とともにアルジェリアに適用されたとみる。これは国際法上の実効性原則の帰結である。ここに著者の分析方法や態度が明瞭に示されている。

第二章は、解放闘争の法的性質に関する伝統的法理論 (国内紛争説)、非植民地化と法の進歩を略述してから、アルジェリアの場合の事実的、理論的検討に入る。著者は、民族解放軍 (ALN) がその兵力実数は不正規兵もいることから正確には不明としても、高度の組織化と序列の確立した軍隊であること、フランスが約五〇万の軍隊をアルジェリアに派遣し空海軍の重要な部分も参加したことやその戦費が仏財政に重い負担を課したことなどから、戦闘が広汎な広がりや密度をもつたこと (ampleur) を認める。しかしアルジェリア叛徒軍に対する仏の態度は七年半に及ぶ紛争の過程で若干の進歩がみられるとはいへ、最後まで国際法上の資格のない単なる国内騒擾というフィクションを維持し正式に交戦団体承認も行わなかった。もっとも、仏海軍が公海でアルジェリアの港に向う外国船舶を臨検したことにつき、仏政府はこれを自衛 (legitime defense) として正当化しまたジデル (G. Gidel) も平時の公海における警察行動として擁護したが、著者はこれを交戦状態の存在を認めたものとみなした。

法的に興味を引くのは第三国の態度についての説明である。モロッコとチュニジアを除くほとんどの国が黙示の交戦団体承認を与えたと著者はみる。第三国が公海における仏の中立船臨検に異議をとらなかつたこと、また多くの国 (とくに西欧諸国) が自国の領域 (首都) において民族解放戦線 (FLN) の常駐代表部の政治活動を許可したことがその証拠としてあげられる。さらにモロッコ、チュニジアの特殊状況が説明される。両国は一九五六年独立達成以来 FLN を支持し、GPRRA の宣言の日からそれを承認した。ALN の部隊はこれらの国の領域で武装・組織され、また軍事物資を貯蔵した。この点について伝統的国際法では外国

領域に侵入した軍隊は武装解除され抑留されねばならないはずであるが、兩國はそうしなかったし、また仏政府もこれに対して「追跡権」を認めず兩國との外交関係も断絶しなかった。なお、一九五八年一月八日チュニジアの Sakhet-Sidi-Youssef 村(仏によればそこに A L N の重要なセンターがあった)を仏軍が爆撃した事件を契機に、チュニジアついで仏が国連安全保障理事会に苦情を申し立て、結局米英の周旋が期待されることになったが、米英はチュニジアにアルジェリア叛徒への軍事援助停止を要求しなかった。またチュニジア政府はアルジェリア紛争は内戦ではなく自決権のために闘う植民地人民への援助は合法であると述べ、この見解を仏政府は認めたようにさえ思えた。著者は仏のこの態度を若干驚きの目で眺めまた仏が自衛権を理由にする海上監視の理論を国境の場合には援用しなかった事実を指摘する。こうした例は伝統的国際法が非植民地化から生じた紛争にはいかに適用されなかったかを示している。⁽³⁾

この章の最後の節は、アルジェリアをめぐる仏の若干の学者とベジャウイの学説を比較紹介しそれぞれに対する批評を行なっている。ここで著者が「批判的検討」として述べていることは重要である。その要点は次のとおりである。F L N の領域支配は全く存在しなかったわけではないが伝統的国際法上という領域支配の概念からみればあまりにもわずかなものであった。こうした領域支配が不可能となったのは仏政府が一九世紀には考えられなかったような規模の手段を動員したからである。これに対して F L N は戦闘の広汎さ (ampleur) という実効性、アルジェリア人民の大多数を結集する闘争という実効性で対抗した、と著者はいう。

第三章は本書の核心をなすとみられるアルジェリア国家と臨時政府の国際的地位を取扱う。F L N は仏による独立承認以前にアルジェリア共和国を宣言し、その臨時政府を樹立した。こうした方法は合衆国の誕生やラテンアメリカ諸国の分離独立の際にもみられた通常のものである。しかしこれらの場合叛徒は領域の全部または一部を実効的に支配していたのに対し、G P R A についてはその領域支配がほとんどなくしかも多くの国から承認されるという前例のない場合であった。また仏はこの機関 (G P R A) を通じてアルジェリアの将来につき交渉し、それと結んだエビアン協定によりアルジェリア国家が法的に拘束されると考えた。こうした状況はどのように法的に説明されうるか。著者は、一方で G P R A がアルジェリア人民のために決定する能力のある政治機構

を有していたこと、他方G P R Aが非植民地化の過程で伝統的実効性（領域支配のこと）と類似の法的効果を生み出す特別の実効性を有していたこと、を指摘する。

ついで「G P R Aの成立条件」と題する第三節では、アルジェリア解放闘争の組織と活動が歴史的にフォーローされる。一九五四年叛乱勃発前にアルジェリア人民を代表する四つの政治運動があったが、その一つM T L Dの無名の戦士グループが秘密裡にF L Nを組織し、人民の援助をたのんで反乱を開始した。F L Nは序々に政治組織に変化しアルジェリアという集団の大部分を包括するようになった。とくに注目されるのは一九五六年F L Nのスーマン(Soummam)会議で採択されたスーマン綱領（その抜萃は本書一五三頁以下に付録として掲載されている）である。

この綱領には「唯一かつ不可分のアルジェリアの承認」とか「アルジェリア人民の代表性に関するすべての問題はF L Nの排他的管轄に属する。このことについての仏政府側からのいかなる干渉も許されない」といった表現がみえる。この会議以来F L Nは全アルジェリア人民集団の政治機関とみなされた。スーマン会議は一段階の終りであるとともに新しい攻撃の始まり（反乱のアルジェリア全土への拡大）を示すものであった。F L Nの指導者はアルジェリア人の名で行動しうることを証明するために、八日間ゼネスト指令（一九五七年一月二八日と二月四日）を出した。このストの時期は丁度国連総会第一一會期でのアルジェリア問題討議と重なるように選ばれたものであった。

一九五八年九月一九日アルジェリア国家とG P R Aの樹立宣言が発表され、ただちにアラブ諸国、若干の新興国（キューバ、中国）から承認された。こうしてエビアン交渉までには一九国により *de jure* の、他の六国により *de facto* の承認を受け、さらに停戦から仏による独立承認の間にも承認国は増大して三六国に達した。なお西欧諸国中に承認国は一国もなかった。

「国際法からみたアルジェリア国家と政府の承認」（第四節）では、領域支配にかわるG P R Aの固有の (*sui generis*) 実効性が探求される。つまり、F L Nはアルジェリア全土でゲリラ活動を行ない、毎年国連総会のアジェンダにアルジェリア問題を登録させることにより外交的成功を収めた。このことから、ゲリラと多辺外交による消耗戦争は新しい種類の実効性を示す、と著者は

みる。「ゲリラおよびストや選挙ポイコットのような人民のデモンストレーションの継続性は、仏の実効性を打ちくたくると同時に人民のアルジェリア指導者に対する支持を国際的場で証明することを彼らに可能ならしめた。」また新興国および一般にAALA諸国は自決権を政治的行動原則としてではなく法原則として考えている。この視点から、秘密機構によって組織された人民の実効的支配が領域の実効的支配を妨げることができた、ともいう。この点について結論的に、対内的消耗戦争といくつかの外国政府による外交的支持はG P R Aが利用した実効性の二要素であった。そしてこの新しい種類の実効性についての研究はまだなされていないが、その必要性が強調されている。

G P R Aの法的性質についての著者の見方も瞥見に値する。F L Nはその設立した政府を「臨時」政府と呼ぶことにより、解放後人民が将来の制度と統治者を選択する自由をもつことをアルジェリアの世論と国際社会に示そうとした。この臨時の性格は別として、G P R Aの法的性質について伝統的国際法の観点からは困難な問題が提起される。なぜならG P R Aは諸国家の慣行に基づく従来のカテゴリーのいづれにも該当しないからである。ベジャウイはこれを「固有の (sui generis) 政府」と呼び、その理由として地方的交戦政府と亡命政府の特徴をあわせもちさらにアルジェリア国家の復活を含むからアルジェリア全体の政府である、⁽⁴⁾という。著者はこうしたベジャウイの理由づけを支持しないが、「現実と法により合致した」説明によって彼と同じ法的性質をG P R Aに見出すことになる。すなわち、G P R Aは地方政府や亡命政府のアナロジーでは説明できず、新しいカテゴリーの政府の創造の一例である。これを *de jure* であれ *de facto* であれ承認した諸国は植民帝国に関する彼らの感情を考慮に入れて、この新しいタイプの承認を行なった。G P R Aについては実効性の欠除もまた伝統的意味の実効性も主張しえず、「固有の実効性 (*effective sui generis*)」の考えにより説明することを著者は提案する。この「固有の政府」の「固有さ」はその「固有の」実効性によるものであり、こうした方法による結果として非植民地化が実現される。たしかに *sui generis* という表現はその意味の曖昧さからあまり好ましい表現ではないが、先例もあまりない状態ではっきりした方式を提案するのは勝手すぎるように思われる、と著者は弁明している。

第四章では、まず仏とG P R Aの交渉経過が詳しく跡づけられ、ついでエビアン協定の内容と問題点、独立までの過渡期間の暫定機関などが説明されている。協定は実質的にはG P R Aを満足させ、形式的には仏を満足させた、と著者はみる。なお協定の曖昧さを示す点として、協定中にはG P R Aについて一言も述べられておらずF L Nが法的性質をもつ政治組織とみなされていること、アルジェリア国家の存在は将来においてのみ問題とされていることなどが指摘される。結局、過渡的期間経過後一九六二年七月一日にアルジェリアの独立を望むかどうかの人民投票が行われ、七月三日圧倒的賛成の結果が発表され、ただちに仏大統領はアルジェリア独立を承認した。

ところで理論的に興味をそそるのはエビアン協定の法的性質について検討した第五章であろう。同協定は右にみたように仏政府の相手当事者を法的性質をもつ政治組織とのみ称し、その文書は仏官報中に「アルジェリアに関する政府宣言」という表現で国内文書として掲載された。仏政府のテーゼではアルジェリアの自決の投票までアルジェリアに仏主権を維持することである。しかし同協定締結をめぐる仏国内手続についての問題は、国際面における仏の約束の有効性に影響を与えるものではない、と著者はいう。この点、ルソー(Ch. Rousseau)⁽⁵⁾はエビアン協定を「簡略形式による条約」とみながら、彼は同協定がいかにして政府宣言から簡略形式の条約に変化するかを説明していないと著者は批判しながらも、それを国際的約定とみなしうるときからこの条約の性質が付与されるとみている。

ところで一番の問題は、仏テーゼによればエビアン協定がいかにしてアルジェリア国家を拘束するか、という点である。この点について著者は仏学者(バスチッド、パント、ルソー)の各々の論拠をていねいに批判した後に、自らの考えを提示している。つまり、仏学者の説明のおちいる袋小路は彼らがエビアン協定が過渡期の国際条約であるという考えをアブリオリに拒み、それが仏政府の一方的行為——「規則の授与 (reglement octroyé)」であってアルジェリア人は人民 (peuple) としてではなくただ個人としてみなさる(条約締結権の否定) という仮定から出発したことにある。「規則の授与」という実行は、たしかに英植民地の長期にわたる漸進的かつ反乱のない解消過程でみられた。しかしこうした英帝国会議の雰囲気は二当事者の軍隊の対峙しているエビア

ン交渉の状況からほど遠く両者を比較することはできない。

エビアン協定の義務的拘束力が一方的行為の理論としての「規則の授与」の觀念により説明されえない以上、その法的性質は双方(務)行為のそれであると結論せざるをえない。(なお一九六四年仏により国連事務局に登録されたエビアン協定の表題は「書簡の交換および宣言」となっており、仏政府も当初の立場をかえて双方行為とみなすようになったといえる。)同協定はその署名の時から国際法上の効果を伴うものであり、またスイスの周旋による会合の調整をみてもわかるように別個の独立した二つの政治集団の代表により締結されたものである。協定の法的拘束力はこの二当事者の意思の合致に由来する。従ってこの文書は当初からアルジェリアに帰責される双務的国際文書であった。この帰責は人格性を前提とする。それゆえ、仏はG P R Aと国際法上の効果をもたらず協定を結ぶことによって、G P R Aが国際法主体としてアルジェリアを代表する資格を事実上(*de facto*)かつ黙示的に承認した。要するに仏政府はG P R Aの固有の実効性を認め、そこからその法的効果を引出した。なおこの黙示の承認は *de facto* すなわちエビアン協定履行条件の実現までの暫定的なものである。人民投票後、承認は *de jure* となり正式かつ撤回しえない形式をえた、と著者は説明する。

最後に、第六章はエビアン協定の内容の分析であるが、要するにこの協定で仏はアルジェリア独立の承認と不可分の代償としてアルジェリア新国家内におけるフランス少数民族の権利保障を得、また経済、財政、文化面での特権的關係を維持しようとしたことが個々の問題について明らかにされている。

なお本書の「結論」の個所は全体の要約なので省略したい。

三

以上のようにアルジェリア国家の誕生がその人民の解放闘争という生みの苦しみの過程で法的にいかに位置づけられるかをみてきたのであるが、事実的にも複雑で明確な結論を出すことが困難な場合が多いといわざるをえない。仏側は伝統的国際法を利用し

てできるかぎり植民地保持による利益を引き出そうとし、アルジェリア側はなんとか独立を達成するために国際法上の一定の地位を確保しようとした。両者のテーゼはもちろん対立した。結果的には仏テーゼは敗れたが、アルジェリア・テーゼというものは十分法的に確立されなかった。それは当時の国際法状況がまだ非植民地化現象を法規範中に十分組み込んでいなかったことにもよると思われる。

著者は国際法の伝統的理論による解釈という方法でアルジェリアの事実を分析しながら、これによる解釈の妥当性の限界から国際法が非植民地化過程で変形しつつあることを認めざるをえなかった。モロッコやチュニジアの態度、国連でのアルジェリア問題の取扱、エビアン協定の解釈などはまさにそのことを示している。また著者はG P R Aの地位を *sui generis* の実効性をもつ政府に分類することによって自らの理論を提示し、非植民地化時代の国際法を模索している。この *sui generis* の内容やその証明方法などについて理論的に不十分な点や疑問もなくはないが、これを深めより完全なものにするのは現代の国際法研究者に課せられた課題であるともいえよう。アルジェリア独立闘争を先駆としてそれ以後の非植民地化時代の実行の積み重ねが右の理論化の作業を助けると思われる。

G P R Aの提起したさまざまな法的問題は後の解放闘争の主体にとっても共通性を有し参考になるものが多いであろう。とくに先に述べた南ベトナムのG R Pの国際的地位と比較すれば多くの興味ある類似点が見出されるのではないかと思う。

- ① Mohammed Bedjaoui, *La Révolution algérienne et le droit*, Bruxelles, 1961.
- ② 阮文天 *Nguyễn-Huu-Tru*, *Quelques problèmes de succession d'Etats concernant le Viet-Nam*, Bruxelles, 1970.
- ③ M. Bedjaoui, *op. cit.*, pp. 30-38.
- ④ *Ibid.*, p. 81.
- ⑤ *Revue Générale de Droit International Public*, 1963, p. 119.